

改正

平成30年3月22日要綱第3号

令和2年3月13日要綱第5号

愛別町定住促進空き家改修支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛別町内に存する空き家を改修等して定住する者等に対して、その費用の一部を補助することにより、空き家の有効活用と定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存する居住用の家屋であって、現に利用されていない、又は今後利用される見込みのない建築物をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 改修等 住宅の機能の維持及び向上のために行う建替え、修繕及び設備改善の工事等(床、壁又は天井のいずれにも固定されない家具、家電製品その他の物品の購入又は設置を除く。)並びに居住のために必要な支障物件の除却等をいう。
- (3) 工事等 前条の目的を達成するために行う工事請負費、委託料、並びに、自力施工による場合は、その工事にかかる材料費、燃料費、消耗品費、使用料及び賃借料その他町長が認めたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自ら居住する住宅として空き家を購入又は借り受けし改修する者で次に掲げるものすべてを満たす者
 - ア 愛別町の住民基本台帳に住所を有する又は有する予定であること。
 - イ 当該空き家に2年以上居住又は居住する予定であること。
 - ウ すべての世帯員が税及び料等を滞納していないこと。
 - エ 町内会等の自治組織や地域行事に積極的に参加し、地域住民とトラブルがないこと。
 - オ 公序良俗に反する活動等を行っていないこと。
- (2) 空き家を売却又は貸し付けするために改修する当該空き家の所有者で、前号ウからオに該当するものすべてを満たす者
- (3) 従業員を居住させる目的のために空き家を購入又は借り受けする愛別町内の個人事業主及び法人で、第1号イからオに該当するものすべてを満たす者

(補助対象工事等)

第4条 空き家の改修において、補助金の対象となる工事等は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、他の補助金等の交付対象となっているものについては除く。

- (1) 空き家本体の屋根、基礎、外装、内装、設備、電気配線、外構等の工事
- (2) 小屋、車庫、納屋等の付属建物の工事等
- (3) 居住するにあたって支障となる建物や植栽等の除去工事等

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内(1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、50万円を上限とする。

2 工事等において町内業者を利用した場合には、前項の金額に0.1を乗じた額を上乗せして交付する(1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、改修工事等を行う前に、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 交付対象経費の見積書等の写し
- (4) 交付対象工事を行う箇所がわかる図面等の写し
- (5) 交付対象工事着手前の写真
- (6) 空き家の購入又は賃貸借に係る契約書等の写し
- (7) 第3条に規定する税及び料の滞納状況を町長が調査することの承諾書
- (8) 住民基本台帳閲覧承諾書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第7条 町長は前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査及び調査して適正と認められるものにつき、速やかに補助金の交付を決定する。

(申請内容の変更等)

第8条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請した内容を変更し、又は申請を取り下げようとするときは、変更承認（取り下げ）申請書により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を変更（取り下げ）承認書により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、改修工事等を完了した日から起算して30日以内に、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 改修工事に関する請求書又は領収書の写し
- (3) 改修工事後の写真
- (4) 工事内訳書等の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助要件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第11条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 第3条第2号の場合において、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に売却又は貸付けがされていないとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月22日要綱第3号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日要綱第5号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

愛別町定住促進空き家改修支援事業補助金交付申請書

年 月 日

愛別町長様

申請者 住所

氏名

印

愛別町定住促進空き家改修支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的及びその概要

2 事業計画書

3 事業収支予算書

4 事業の着手及び完了の予定期日

着手 年 月 日

完了 年 月 日

5 補助金交付申請額 金 _____ 円

事業計画(実績)書

補助対象者 住所・氏名					
空き家の区分 (いずれかに○)	借り受け	購 入	貸し付け	売 却	
契約年月日	年	月	日		
居住(予定) 年月日	年	月	日		
改修内容					
工事期間	着工(予定)年月日		年	月	日
	完了(予定)年月日		年	月	日
居住する世帯の状況	続 柄	氏 名	生年月日	年 齢	備 考
	世帯主				
補助金額	補助対象経費の1/2以内 (1万円未満切り捨て、上限50万円)		円		
	町内事業者加算(補助金の10%) (1万円未満切り捨て、上限5万円)		円		
	合 計		円		
摘 要					

補助金等交付申請額算出調書

区分	補助事業等に要する経費			補助対象経費	補助基準により算出した額	補助基本額	補助率	補助金等交付申請額	備考
	単価	数量	金額						
	円		円	円	円	円		円	
合計									

- 注 1 「区分」欄には、事務又は事業の名称（必要があるときは、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項）を記載すること。
- 2 「補助事業等に要する経費」欄には、当該補助事業等に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」、「数量」欄が不用のときは斜線で抹消すること。
- 3 「補助対象経費」欄には、当該補助事業等のうち、補助の対象となる部分に係る経費の額を記載すること。
- 4 「補助基準により算出した額」欄には、補助基準（額）が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消すること。
- 5 「補助基本額」欄には、当該補助金等の算出の基礎となるべき額を記載すること。
- 6 定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消すること。

経費の配分調書

区 分	補助事業等に要する経費	負 担 区 分			備 考
		町費補助等(申請)額	自 己 負 担 額	その他	
	円	円	円	円	
計					

- 注 1 「区分」欄には、経費名又は細分された事業（事務）名を記載すること。
- 2 「負担区分」欄中「その他」の欄には、当該補助事業等に要する経費のうち、町費補助等(申請)額及び自己負担額以外で支弁する経費（寄附金、町費補助金等以外の補助金等）があるときは、その額を記載し、かつ、その経費の内容を「備考」欄に記載すること。
- 3 「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載すること。
- 4 「負担区分」欄を「町費補助等(申請)額、自己負担額、その他」以外に細分する必要がある場合は、適宜欄を追加して使用すること。

事業予算書

事業名 愛別町定住促進空き家改修支援事業

収入の部

科目	金額	備考
	円	

支出の部

科目	金額	備考
	円	

上記のとおり議決されていることを証明します。

年 月 日

氏 名 ⑩

- 注 1 この様式には、当該補助事業等に係る予算のみを記載すること。
 2 当該補助事業等に係る予算が議決されていない場合は、この様式中「上記のとおり議決をされていることを証明します。」を「上記のとおり予算案を提出することを確約します。」に改めて使用すること。
 3 「備考」欄には、必要に応じ、算出基礎その他必要な事項を記載すること。

様式第6号（第6条関係）

税及び料の滞納状況を町長が調査することの承諾書

年 月 日

愛別町長様

申請者 住所

氏名

印

愛別町定住促進空き家改修支援事業補助金の交付を受けたいので、国税・道税・市町村税及び各種公的な料金の滞納状況を愛別町長が調査することを承諾します。

様式第7号（第6条関係）

住民基本台帳閲覧承諾書

年 月 日

愛別町長様

申請者 住所

氏名

印

愛別町定住促進空き家改修支援事業補助金の交付を受けたいので、住民基本台帳を愛別町長が閲覧することを承諾します。

（補助事業者）

年 月 日申請の愛別町定住促進空き家改修支援事業に対し、
金 _____ 円を補助する。

ただし、次の事項を承知されたい。

年 月 日

愛別町長 印

1. 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
2. 補助対象事業の遂行が困難になったときは、すみやかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。
3. この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、又はこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
4. 補助対象事業が完了したとき又は、町の会計年度終了の場合には、すみやかに補助事業実績報告書を町長に提出しなければならない。
5. 次の各号の一に該当するときは、この補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに交付された補助金があるときにその返還を命ずることがある。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - (2) この要綱の規定に違反したとき
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき
6. 前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を町に納付しなければならない。
7. 補助金の返還を命ぜられこれを納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付

した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を町に納付しなければならない。

8. この補助金の交付の決定を受けた後において、補助事業等の内容の変更をしようとするときは、町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれに該当するときは、この限りではない。
- (1) 当該変更に伴う補助対象経費の増減が変更前の補助対象経費の額の 10 分の 1 を超えないとき。
 - (2) 補助金等の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

注 上記以外の条件については適宜付するものとする。

様式第 9 号 (第 8 条関係)

愛別町定住促進空き家改修支援事業補助金変更承認 (取り下げ) 申請書

年 月 日

愛別町長様

申請者 住所

氏名

⑩

年 月 日付 第 号指令で補助金の交付の決定を受けた愛別町定住促進空き家改修支援事業補助金について、次の理由によりその交付申請を変更 (取り下げ) したいので関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|------------------|---|---|
| 1. 補助金等交付決定額 | 金 | 円 |
| 2. 変更後の補助金等申請額 | 金 | 円 |
| 3. 変更 (取り下げ) の理由 | | |

（補助事業者）

年 月 日申請の愛別町定住促進空き家改修支援事業に係る
計画の変更（取り下げ）を承認し、年 月 日第 号の補助金「金
円」を「金 円」に変更する。
ただし、次の事項を承知されたい。

年 月 日

愛別町長 印

1. この承認の内容は、年 月 日付け補助金等変更承認（取り下げ）
申請書の記載のとおりとする。
2. 変更後の補助金の交付対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、次の
とおりとする。

補助対象事業	変 更 前		変 更 後	
	補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額

年 月 日

愛別町長様

補助事業者 住所

氏名

印

事業名 愛別町定住促進空き家改修支援事業

年 月 日付 第 号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記の事業は、年 月 日完了したので、関係書類を添えて報告します。

口座振替払の振込先銀行等の名称、口座番号及び口座名義人

振込先銀行等の名称	口座番号	口座名義人
	普通 当座	

- 注 1 「年 月 日付、(記号) 第 号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。
- 2 「口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号」欄については、「口座振替払を希望する場合に記載すること。
- 3 補助事業等の期間が2年度以上にわたる場合で、町の会計年度が終了したときに使用する場合は、この様式中「完了」とあるのを「執行」と訂正して使用すること。

補助金等精算書

区分	計画				実施				補助率	補助金等の交付の決定		補助金等精算額	補助金等領収済額	補助金等精算に対する領収未済額 (L-M)	補助事業等に係る経費の債務確定額			不用額 (K-L)	備考	
	補助事業等に要する経費	補助対象経費	補助基準により算出した額	補助基本額	補助事業等に要した経費	補助対象経費	補助基準により算出した額	補助基本額		年月日 番号	金額				支払済額	支払未済額	計			
																				A
	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円		

- 注 1 「区分」欄には、事務又は事業の名称（必要があるときは、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項）を記載すること。
- 2 「計画」欄には、申請の際の額（変更の承認（達による変更を含む。）があったときは、変更後の額）を記載すること。
- 3 「補助金等の交付の決定」欄中「年月日番号」欄には当初の交付決定の年月日、番号を記載し、「金額」欄には交付決定額（変更（達による変更を含む。）があったときは、変更後の額）を記載すること。
- 4 「補助金等精算額」欄には、実施に係る補助基本額(H)に補助率(I)を乗じて得た額を記載すること。ただし、補助金等の算出が他の方法によっている場合は、その方法により算出した額を記載し、かつ、「備考」欄にその算出方法を明記すること。
- 5 定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消すること。
- 6 「補助事業等に係る経費の債務確定額」欄中「支払済額」欄には、間接補助事業等の場合にあつては補助事業者等が間接補助事業者等に交付する補助金等の支払済額を記載すること。

事業精算書

事業名 愛別町定住促進空き家改修支援事業

収入の部

科目	予算額		精算額	内 訳		備考
	当 初	更正後の額		収入済額	収入未済額	
	円	円	円	円	円	

支出の部

科目	予算額		精算額	内 訳		不用額	備考
	当 初	更正後の額		収入済額	収入未済額		
	円	円	円	円 0	円		

上記のとおり精算したことを証明します。

年 月 日

氏 名 ⑩

- 注 1 この様式には、当該補助事業等に要した経費のみを記載すること。
 2 「科目」欄の区分は標準を示したものであり、補助金等の交付を受けた者における通常の前算及び決算の区分がこれと異なるときは、それぞれ補助事業者等の区分に従い記載して差し支えないこと。
 3 「予算額」欄中「更正後の額」欄には、補助事業者等の議決機関等における最終の更正後の額（予算の流用による更正後の額を含む。）を記載すること。
 4 「収入未済額」及び「支出未済額」欄には、債権又は債務が確定している額を記載し、かつ、債務者又は債権者の住所氏名を「備考」欄に記載すること。
 5 「収入の部」には当該補助事業等に係る特定財源のみを記載すること。
 6 「不用額」欄には、「更正後の額」（更正していない場合は、「当初」）欄に記載した額から「精算額」欄に記載した額を控除した額を記載すること。

年 月 日

様

愛別町長

印

補助金の額の確定について（通知）

年 月 日提出のあった愛別町定住促進空き家改修支援事業実績報告書の審査（及び実地検査）の結果、愛別町定住促進空き家改修支援事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

補助金の確定額 金 円